

**(認可取得のご案内)国際航空貨物における危険物取扱い手数料の改定
 およびドライアイス入り貨物取扱い手数料の導入について**

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社は各種のコスト削減、効率化施策などに取り組んでまいりましたが、昨今の危険物取扱いの負荷増による費用の増加分、およびドライアイス入り貨物の取扱い費用の一部をお客様にご負担いただくを得ない状況にございます。つきましては、危険物取扱い手数料を下記の通り変更することとし、国土交通省に申請しておりましたが、6月2日に同省に認可されましたので、ご案内申し上げます。

弊社といたしましては、これまで以上の経営努力を行い、一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日

2009年7月1日(当日発行の航空運送状から適用致します)

2. 手数料

1) 危険物(危険物申告書添付)

	現行料金	新料金(7/1~)
1 梱包あたり料金	2,000 円	2,000 円
(航空運送状 1 件あたり最低料金)	10,000 円	15,000 円
(航空運送状 1 件あたり最高料金)	30,000 円	50,000 円

* 危険物取扱い手数料に対する IATA 貨物代理店へのお支払い「航空運送状 1 件あたり 3,000 円」に変更はございません。
 例えば、最低料金 15,000 円の場合、Due Agent として 3,000 円、Due Carrier として 12,000 円となります。

2) ドライアイス入り貨物(危険物申告書なし)

	現行料金	新料金(7/1~)
運送状 1 件あたり料金	-	8,000 円

* ドライアイス入り貨物取扱い手数料に対する IATA 貨物代理店へのお支払い「航空運送状 1 件あたり 1,500 円」を新規設定いたします。この場合、Due Agent として 1,500 円、Due Carrier として 6,500 円となります。

3. 適用に関するご留意点

1) ドライアイスを含む危険物への適用額

* ドライアイスの明細が危険物申告書に記載されるため、上記 1)の料金が適用され 2)の料金は適用されません(重複なし)。

2) 航空運送状の記載方法

* 航空運送状の『Other Charges』欄に Due Agent として「RAA」、Due Carrier として「RAC」のコードを付けてご記入頂き、『Total Other Charges Due Agent』、『Total Other Charges Due Carrier』欄各々に他の料金との合算額をご記入下さい。

3) その他

- * 当該手数料は前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と同じでなければなりません。
- * 当該手数料の適用額は日本地区発貨物が対象となります。他国発貨物につきましては、各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。